

(2) 協議事項

ア 委員会意見の取りまとめについて

(ア) 任意協議会に係るもの

イ 事務事業調整に係る各部会への調査の実施について

ウ 県西地域の中心市のあり方に関する調査の実施について

(ア) 中核市移行について

平成29年 8 月 7 日

目 次

<協議事項>

委員会意見の取りまとめについて	1
事務事業調整に係る各部会への調査の実施について	2
県西地域の中心市のあり方に関する調査の実施について	27

ア 委員会意見の取りまとめについて

(ア) 任意協議会に係るもの

■協議事項【総括的事項】

<市民周知用冊子（案）について>

■協議事項【合併関係項目】

<新市まちづくり計画（案）について>

■その他

<任意協議会の解散及び決算について>

■その他

<法定合併協議会について>

イ 事務事業調整に係る各部会への調査の実施について

■調査の実施について

前回（7月4日）開催の調査特別委員会において、任意協議会で実施された3,270件の事務事業調整内容について、合併した場合のスケールメリットや行財政改革の効果を見出すための具体的調整内容について、部会別に集中的に調査することとした。

■部会・分科会における事務事業調整の方針

（1）基本的な方針

合併に関する検討は行財政基盤の強化を主たる目的としており、事務事業の調整にあたっては2市のこれまでのまちづくりや地域特性、歴史、経緯を尊重しつつ、合併した場合のスケールメリットや行財政効果により、財政効果が確保できるよう次の基本原則に基づき調整を行う。

（2）基本原則

①健全な財政運営・行政改革の推進

新市において、健全な効率的な行政運営が可能となるよう、現在及び今後の社会情勢の動向等も踏まえ、行財政改革の視点から事務事業の妥当性・必要性について十分に検討を行い、調整に努める。

[具体的な調整方針]

◇両市で類似する事業はできる限り整理・統合する。

◇両市の事務事業の統合にあたっては、現状の2市の決算額の合計の範囲内で実施できるよう調整に努める。

◇抜本的な事務事業の見直しを行い、必要性に乏しい事務事業については廃止・縮小する。

②適正規模基準

新市の人口、面積等の規模に見合った適正な事務事業を進める必要があることから、県内の施行時特例市（平塚、茅ヶ崎、厚木、大和）などの規模的に類似した団体の状況を調査し、適正な規模の事務事業となるよう調整に努める。

③一体性の確保

市民生活に混乱や支障をきたすことのないように、速やかに一体性を確保できるよう調整に努める。なお、合併時の統合・再編を原則とするが、これまでの経緯や財政的観点等から速やかな事務事業の統合が困難な場合は、統合する期限を明確にする。

④負担の公平

使用料・手数料や地方税など市民が直接負担するものについては、市民に不公平感を与えないよう十分配慮し、行政サービス格差を生じないよう調整に努める。なお、一方の市の市民にとって、急激な負担増となる場合は、段階的な統合も考慮に入れる。

⑤市民サービスの向上

市民サービスの水準に差異があるものについては、サービス水準や内容等を十分に検討し、より効果的な方法で市民サービスの向上が図られるよう調整に努める。

⑥地域特性の尊重

2市の地域性を踏まえ実施されてきた固有の事務事業については、地域の歴史、文化等に配慮するとともに、地域の魅力を活かしたまちづくりの実現に向け、他の原則との整合性に留意しつつ、可能な限り尊重に務める。

■調査対象とする各部会

事務事業調整の方針における基本原則、及び任意協議会における協議を踏まえ調査を行う。

■部会別事務事業調整に係る事務事業数						
部会	分科会	Aランク	Bランク	Cランク	合計	
企画		56	3	141	200	
総務・財務		79	23	213	315	
市民		82	18	67	167	
防災・消防		28	0	32	60	
文化		89	26	116	231	
環境		46	15	159	220	
福祉・医療		225	15	337	577	
子ども・青少年		81	14	95	190	
経済		148	30	252	430	
都市		64	0	190	254	
建設		39	2	135	176	
下水道		21	0	47	68	
水道		19	2	62	83	
教育		67	15	164	246	
議会		6	0	45	51	
事務局		2	0	0	2	
		1,052	163	2,055	3,270	



案

上記各部会に係る事務事業調整件数3,270件のうち、議会部会及び事務局を除く各部会の3,217件を5日間に分け、事務事業調整方法等の確認と理解を深めるため質疑確認を行う

部会	分科会	Aランク	Bランク	Cランク	合計	開催日
環境		46	15	159	220	
経済		148	30	252	430	
小計					650	
都市		64	0	190	254	
建設		39	2	135	176	
下水道		21	0	47	68	
水道		19	2	62	83	
小計					581	
防災・消防		28	0	32	60	
福祉・医療		225	15	337	577	
小計					637	
文化		89	26	116	231	
子ども・青少年		81	14	95	190	
教育		67	15	164	246	
小計					667	
企画		56	3	141	200	
総務・財務		79	23	213	315	
市民		82	18	67	167	
小計					682	
合計					3,217	

■実施の方法

開催日時：平成29年8月28日（月）13時15分から

開催期間：平成29年8月から12月までの間

開催場所：第1委員会室又は全員協議会室

説明員等：任意協議会各部会に携わった執行部各部局職員（部局長以下）14部会のうち調査対象となる部会

■調査のポイント

事務事業調整の方針や調整方法に対する考え方等についての確認等

Aランクを基本とし、必要とあればBCランクについても確認する（なお、スムーズに進行するため対象とする事務事業については事前に抽出をしておく。）

■調査対象とする部会別事務事業調整項目の抽出（案）

市民生活に直接関係する事務事業について抽出

事務事業名	部会名	事務事業名	部会名
1 保育園保育料	子ども青少年	26 女性相談事業	市民
2 子育て支援サービス事業	子ども青少年	27 消防団	防災・消防
3 小児医療費助成事業	子ども青少年	28 ごみ処理手数料等	環境
4 ひとり親家庭に対する支援事業	子ども青少年	29 ごみの分別・収集事業	環境
5 私立幼稚園就園費補助事業	教育	30 ごみの減量化事業	環境
6 就学援助事業	教育	31 し尿収集事業	環境
7 放課後児童クラブ・学童保育運営事業	教育	32 斎場・霊園運営事業	環境
8 教育相談等充実事業	教育	33 都市間交流事業	文化
9 教育スタッフ配置事業	教育	34 生涯学習施設運営事業	文化
10 高等学校奨学金給付事業	教育	35 スポーツイベント開催事業	文化
11 国民健康保険料・国民健康保険税	福祉・医療	36 学校施設開放事業	教育
12 介護保険料	福祉・医療	37 中小企業支援事業	経済
13 高齢者生活支援事業	福祉・医療	38 就職・勤労者支援事業	経済
14 高齢者の生きがいづくり事業	福祉・医療	39 観光振興イベント補助事業	経済
15 障がい児者手当支給事業	福祉・医療	40 農業振興補助事業	経済
16 重度障がい者医療費助成事業	福祉・医療	41 水道料金	水道
17 障がい者移動支援事業	福祉・医療	42 水道サービスセンター	水道
18 各種がん検診等事業	福祉・医療	43 水質管理事業	水道
19 特定不妊治療費助成事業	福祉・医療	44 下水道使用料	下水道
20 乳幼児健診事業	福祉・医療	45 水洗化工事助成事業	下水道
21 市立病院各種利用料	福祉・医療	46 戸籍・住民票関係証明手数料	市民
22 防災情報伝達事業	防災・消防	47 自治会活動助成等事業	市民
23 自主防災組織育成事業	防災・消防	48 地方税	総務・財政
24 木造住宅耐震化推進事業	防災・消防	49 町名・字名	総務・財政
25 市民相談事業	市民	50 都市内分権	事務局

※各事務事業調整に係る調整方法、調整結果等は、次ページ以降に記載。



調査対象とする部会別事務事業調整項目の抽出は、次のとおりとする。

.....

.....

保育園保育料

4歳以上は南足柄市の水準を適用し、3歳以下は小田原市の水準を基本として新たな水準を採用する。その結果、両市民とも保育料が上がる世帯もあれば、下がる世帯もある。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
市民税非課税世帯	3歳未満	3,000円/月	4,000円/月	3,000円/月
	3歳	2,000円/月	3,000円/月	2,000円/月
	4歳以上	3,000円/月	3,000円/月	3,000円/月
市民税所得割が年額7万円の世帯	3歳未満	21,500円/月	16,000円/月	21,500円/月
	3歳	16,000円/月	14,000円/月	16,000円/月
	4歳以上	16,100円/月	16,100円/月	16,100円/月
保育料最高額	3歳未満	56,000円/月	59,000円/月	64,000円/月
	3歳	30,000円/月	39,000円/月	32,000円/月
	4歳以上	25,700円/月	25,700円/月	25,700円/月

※ 南足柄市においては、平成29年9月から料金が改定され、上記の金額よりも高くなっている方がいる。

子育て支援サービス事業

子育て支援の施設数は現状と変わりませんが、岡本子育て支援センターは出張ひろばに改編される。また、地域子育てひろば（サロン）の運営形態は市からの委託となり、南足柄市に設置されているサロンには新たに市からの委託金が支給される。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
子育て支援センター		4箇所	2箇所	5箇所
出張ひろば		0箇所	1箇所	2箇所
地域子育てひろば（サロン）	箇所数	23箇所	3箇所	26箇所
	運営形態	市からの委託	自主運営	市からの委託

※ 岡本子育て支援センターは、平成29年度から既に出張ひろばへと改編されている。

小児医療費助成事業

支給対象者については小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては助成を受けられる方が増加する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
支給対象年齢（通院）	中学校卒業まで	小学校4年生まで	中学校卒業まで
支給対象年齢（入院）	中学校卒業まで	中学校卒業まで	中学校卒業まで
所得制限	小学校就学後からあり	1歳からあり	小学校就学後からあり

※ 南足柄市の支給対象年齢（通院）は、平成29年10月から中学校卒業までに拡大されるが、中学生については、「市民税非課税世帯のみ」という所得制限がある。

ひとり親家庭に対する支援事業

自立支援教育訓練給付事業については小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては教育訓練給付金の受給資格がある方も給付を受けられる。母子及び父子家庭生活資金貸付事業については神奈川県に同種の事業があるため、廃止する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
ひとり親家庭等医療費助成事業		あり	あり	あり
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	教育訓練給付金の受給資格を有しない者	経費の6割を給付 (上限20万円)	経費の6割を給付 (上限20万円)	経費の6割を給付 (上限20万円)
	教育訓練給付金の受給資格を有する者	経費の4割を給付 (上限20万円)	なし	経費の4割を給付 (上限20万円)
母子及び父子家庭生活資金貸付事業		なし	上限20万円の貸付け	廃止

私立幼稚園就園費補助事業

両市とも国で定める基準額を補助していることから、合併後も国で定める基準額を補助し、引き続き保護者の経済的負担を軽減する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
補助金額	国で定める基準	国で定める基準	国で定める基準

就学援助事業

小田原市の水準を適用するため、南足柄市の準要保護世帯への支給については、学用品費及び通学用品費の額が2倍となり、眼鏡代が新たに支給される。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
要保護世帯への援助		修学旅行費のみ	修学旅行費のみ	修学旅行費のみ
準要保護世帯への援助	対象世帯	生活保護基準の1.3倍以内	生活保護基準の1.3倍以内	生活保護基準の1.3倍以内
	学用品費等の支給額	国の単価と同額	学用品費、通学用品費は国単価の半額 それ以外は国の単価と同額	国の単価と同額
	給食費の支給額	徴収額相当	徴収額相当	徴収額相当
	医療費の支給額	実費相当	実費相当	実費相当
	その他の支給	眼鏡代の支給	なし	眼鏡代の支給

放課後児童クラブ・学童保育運営事業

合併時は両市の運営方法を継続するが、合併後5年を目処に小田原市の水準を適用する。その結果、南足柄市民にとっては、対象学年が拡大し、月額負担金も軽減される。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
運営形態	市による直営	保護者会が運営（一部NPO法人に委託）	合併後5年を目途に、市による直営とする。
対象学年	1～6年生	1～4年生	1～6年生
保護者月額負担金	7,000円	9,500円～12,500円	7,000円
生活保護世帯・就学援助認定世帯への支援	負担金の減免	負担金の市からの補助	負担金の減免

教育相談等充実事業

小田原市のみを設置されている専任相談員、指導員が南足柄市の児童・生徒への相談・指導にも対応するため、南足柄市民への対応が強化される。また、教育相談指導学級の設置や校内支援員の配置を両市とも引き続き行い、不登校対策への支援を合併後も行っていく。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
教育相談員等の配置	教育相談員 3人 心理相談員 2人	専任スタッフなし	教育相談員 3人 心理相談員 2人
生徒指導員の配置	生徒指導員 5人	なし	生徒指導員 7人
教育相談指導学級	2箇所	1箇所	3箇所
校内支援員の配置校	6校	3校	7校

教育スタッフ配置事業

小田原市のみを設置されているスタディサポートスタッフ・少人数指導スタッフを南足柄市内の学校にも配置されるため、きめ細かな指導が強化される。また、外国語教育の充実や教育上の配慮を必要とする児童・生徒に対する個別支援については、合併後も引き続き行っていく。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
スタディサポートスタッフの配置（小学校1年生・2年生）	30人を超え35人以下の学級がある学年に1人	なし	30人を超え35人以下の学級がある学年に1人
少人数指導スタッフ配置（小学校3年生～6年生）	35人以上の学級数が多い学校から順次配置	なし	35人以上の学級数が多い学校から順次配置
外国人英語指導助手の配置	6人	3人	両市の予算額の範囲内で引き続き配置
個別指導員・ステップアップサポーターの配置	81人	22人	両市の予算額の範囲内で引き続き配置

高等学校奨学金給付事業

小田原市の水準を適用し、南足柄市の高校生も新たに給付対象者に含まれることになる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
給付額	年額 30,000 円	事業休止中	年額 30,000 円
給付予定人数	100 人／年		100 人／年

国民健康保険料・国民健康保険税

名称及び賦課割合は小田原市の水準を適用し、保険料は両市民の平均値となるように設定する。南足柄市民にとっては、平等割の割合が低下するため、低所得世帯及び扶養家族が多い世帯の保険料が軽減される。また、全体的に小田原市民は負担増、南足柄市民は負担減となる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
名称		国民健康保険料	国民健康保険税	国民健康保険料
賦課割合	所得割	55%	50%	55%
	均等割	30%	30%	30%
	平等割	15%	20%	15%
一人あたり保険料(税)	40歳以上65歳未満	102,776円	108,387円	103,759円
	40歳未満	92,125円	101,168円	93,709円
	65歳以上			

※ 平成30年度から制度改正が予定されているので、合併後の保険料が変更となる可能性がある。

介護保険料

介護保険料の水準は、介護保険事業計画期間（3年間）の被保険者数とサービスに係る費用見込額から算定されるので、合併後の単価・所得段階数・最高料率は、両市の被保険者数及びサービスに係る費用見込額の合計額を基に、新たな水準として設定する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
単価(年額)	60,720円	54,700円	新たな水準に設定
所得段階数	13段階	11段階	新たな水準に設定
最高料率	2.1	2.0	新たな水準に設定

※ 国民健康保険制度の財政運営が市町村から都道府県に変更される。保険料の率については、今までは各市町村が独自に設定していたが、平成30年度から都道府県が市町村ごとの標準的な率を設定し、それを基に率を設定することとなる。

高齢者生活支援事業

緊急通報システム事業については合併後も引き続き行っていくが、南足柄市民にとっては費用負担が軽減される。配食サービス事業についても引き続き行っていくが、南足柄市民にとっては配食の回数が増加する一方、1食あたりの費用負担は増加する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
緊急通報システム事業	対象者	要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方又は満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方	慢性疾患等により日常注意を要する状態にあるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者	要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方又は満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
	費用負担	月100円程度の通信料のみ	費用の0%~30%を負担する	月100円程度の通信料のみ
配食サービス事業	対象者	65歳以上の市内居住者のうち、ひとり暮らし又は高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる方	おおむね65歳以上の市内ひとり暮らし又は高齢者世帯であり、調理することが困難であり、かつ、扶養義務者等から食事の提供をうけることが困難な方	65歳以上の市内居住者のうち、ひとり暮らし又は高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる方
	回数	週6回(月~土)	週4回(月~土)	週6回(月~土)
	費用負担	1食500円	1食400円	1食500円

高齢者の生きがいづくり事業

敬老祝金贈呈事業は南足柄市の水準を適用し、小田原市で贈呈している祝品については廃止する。はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業については、廃止の方向で検討する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
敬老祝金等贈呈事業	祝金対象年齢及び贈呈額	88歳 5,000円 99歳 10,000円 100歳 30,000円	100歳 50,000円	100歳 50,000円
	祝品をもらえる方	男女別の最高齢者、100歳到達者、結婚60・70年を迎える夫婦	なし	廃止
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	対象者	70歳以上の方	なし	廃止
	助成金額	1,000円/回		

※ 小田原市において、99歳に対する贈呈は平成29年度から廃止。

障がい児者手当支給事業

両市ともに独自の手当を支給しているが、市域を拡大して合併後も支給する。その結果、どちらの手当も受給対象者が拡大する。ただし、支給額が減額となる方もいる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
心身障がい児福祉手当	対象年齢	20歳未満	なし	20歳未満
	障害程度	身体障害者 1～4級 知的障害者 IQ50以下 精神障害者 1、2級		身体障害者 1～4級 知的障害者 IQ50以下 精神障害者 1、2級
	給付額	2,000円/月 (生活困窮者は 3,000円/月)		2,000円/月
重度障がい者等福祉年金補助金	対象年齢	なし	65歳未満	65歳未満
	障害程度		神奈川県在宅重度障害者等手当を受給する方	神奈川県在宅重度障害者等手当を受給する方
	給付額		12,000円/年	8,000円/年

重度障がい者医療費助成事業

支給対象者については所得制限のない小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては助成を受けられる方が増加する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
対象者	身体障害者1・2級、知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1	身体障害者1・2級、知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1	身体障害者1・2級、知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1
所得制限	なし	あり	なし

障がい者移動支援事業

小田原市の水準を適用し、南足柄市民にとっては、タクシー利用券の配布枚数が増加し、施設に通所する際にも交通費の助成が受けられる。なお、南足柄市のみで行われている重度身体障がい者自動車燃料費助成事業については廃止する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
障がい者福祉タクシー助成事業	タクシー利用券配布枚数	4枚/月 (腎臓機能障害の方は6枚/月)	3枚/月 (腎臓機能障害の方は6枚/月)	4枚/月 (腎臓機能障害の方は6枚/月)
	対象者	身体障害者1・2級 知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1 特定疾患医療受給者証所持者 小児特定疾患医療給付決定通知書所持者	身体障害者1・2級 知的障害者A1・2 精神障害者1級	身体障害者1・2級 知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1 特定疾患医療受給者証所持者 小児特定疾患医療給付決定通知書所持者
	所得制限	なし	市民税非課税世帯のみ	なし
重度身体障がい者自動車燃料費助成事業	助成額	なし	50円/リットル(限度額2,000円)	廃止
	対象者		身体障害者1・2級	
	所得制限		市民税非課税世帯のみ	
障がい者施設等通所者交通費助成	助成額	バス・電車等…定期代・運賃の全額 自家用車等…日額150円～250円	なし	バス・電車等…定期代・運賃の全額 自家用車等…日額150円～250円
	対象者	就労移行支援事業所、指定就労継続支援A・B型事業所、自立訓練・生活介護事業所、地域活動支援センターに通所する方		就労移行支援事業所、指定就労継続支援A・B型事業所、自立訓練・生活介護事業所、地域活動支援センターに通所する方

各種がん検診等事業

小田原市民にとっては、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査が集団検診で受けられるようになる。南足柄市民にとっては、胃がん検診の医療機関での検診が受けられなくなるが、胃がんリスク検診を新たに受けられるようになる。また、乳がん検診及び前立腺がん検診については、対象年齢が縮小される。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
胃がん検診	実施方法	集団検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診のみ
	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上
胃がんリスク検診	実施方法	個別検診のみ	なし	個別検診のみ
	対象者	40・45・50・55・60・65・70歳		40・45・50・55・60・65・70歳
肺がん検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上
大腸がん検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上
乳がん検診	実施方法	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上の女性	30歳以上の女性	40歳以上の女性
子宮がん検診	実施方法	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	20歳以上の女性	20歳以上の女性	20歳以上の女性
前立腺がん検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	50歳以上の男性	40歳以上の男性	50歳以上の男性
肝炎ウイルス検査	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上

特定不妊治療費助成事業

南足柄市の水準を適用するため、小田原市民も新たに助成を受けられるようになる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
対象者	なし	神奈川県による特定不妊治療の助成を受けている方	神奈川県による特定不妊治療の助成を受けている方
助成額		最高 100,000 円/回	最高 100,000 円/回

乳幼児健診事業

8～9ヶ月児健診・お誕生前健診については、対象年齢を拡大するため、両市民ともに受けられる機会が増加する。2歳児については小田原市の水準を適用するため、南足柄市民も新たに歯科検診を受けられるようになる。3歳児健診は小田原市の水準を適用するため、南足柄市民の対象年齢が変更される。4・5歳児尿検査については、小田原市の水準を適用するため、南足柄市民も新たに検査を受けられるようになる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
4ヶ月児健診	4ヶ月児	4ヶ月児	4ヶ月児
8～9ヶ月児健診・お誕生前健診	8～9ヶ月児 個別健診	10～11ヶ月児 個別健診	8～11ヶ月児 個別健診
1歳6ヶ月児健診	1歳6ヶ月児	1歳6ヶ月児	1歳6ヶ月児
2歳児歯科健診・指導	2歳1ヶ月児 歯科検診を実施	2歳1ヶ月児 歯科指導を実施	2歳1ヶ月児 歯科検診を実施
3歳児健診	3歳6ヶ月児	3歳1ヶ月児	3歳6ヶ月児
4・5歳児尿検査	4歳児・5歳児	なし	4歳児・5歳児

市立病院各種利用料

市立病院の各種利用料のうち特別入院室料及び助産料は、市内居住者と市外居住者とで負担額が違う。合併後、南足柄市民にとっては市内居住者扱いとなるので、負担額が減少する。

なお、小田原市の保健センター及び南足柄市の保健医療福祉センターは、合併しても残していくため、今までどおり、どちらの施設でも受けることができる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
特別入院室料（日額）	通常の入院室料に1,940円～12,960円が加算	通常の入院室料に2,910円～19,440円が加算	通常の入院室料に1,940円～12,960円が加算
助産料	66,000円	110,000円	66,000円

防災情報伝達事業

防災行政無線及び戸別受信機は、合併後も引き続きご利用できる。ただし、戸別受信機の設置補助については廃止する。その他の防災情報伝達手段については、小田原市の水準を適用するので、南足柄市民にとっては新たな手段で防災情報を入手することができる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
防災行政無線	設置数	223 局	55 局	278 局
戸別受信機	設置数	535 機	7,515 機	8,050 機
	設置補助金	なし	18,343 円/台	廃止
テレビ神奈川データ放送		あり	あり	あり
ジェイコム小田原データ放送		あり	あり	あり
市ホームページ		あり	あり	あり
緊急速報メール		あり	あり	あり
災害情報配信システム		あり	なし	あり
テレホンサービス		あり	なし	あり
FMおだわら防災行政無線割り込みシステム		あり	なし	あり
ジェイコム小田原再送信告知放送		あり	なし	あり
ユビ・オダワラU b i-O		あり	なし	あり

※ 南足柄市において、戸別受信機設置に対する補助は、平成 29 年度から事業凍結中。

自主防災組織育成事業

小田原市の水準を適用するため、南足柄市内の自主防災組織に対する補助金額が増加し、より充実した資機材の整備、防災訓練の実施が図られる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
防災訓練に対する補助	世帯数に応じ 40,000 円～105,000 円	なし	世帯数に応じ 40,000 円～105,000 円
防災資機材購入に対する補助	購入金額の 4/5 (限度額あり)	購入金額の 1/2 (限度額あり)	購入金額の 4/5 (限度額あり)

木造住宅耐震化推進事業

小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては補助金額が増加する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
木造住宅耐震診断費補助事業	補助金額	費用の 2/3	費用の 1/2	費用の 2/3
	限度額	60,000 円	30,000 円	60,000 円
木造住宅耐震改修費補助事業	設計・工事管理費に対する補助	費用の 2/3 限度額 15 万円	両費用の合計額の 1/2	費用の 2/3 限度額 15 万円
	改修費に対する補助	費用の 1/2 限度額 55 万円	限度額 40 万円	費用の 1/2 限度額 55 万円

市民相談事業

小田原市の水準を適用する。南足柄市民にとっては、一般市民相談を受けられる日数が増加し、その他の特別相談の種類も増加する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
一般市民相談	休日を除く毎日	週3日（月・水・木）	休日を除く毎日
法律相談	随時	月1日	随時
心配ごと相談	随時	なし	随時
司法書士相談	随時	なし	随時
税務相談	随時	月1日	随時
行政（苦情）相談	随時	月1日	随時
宅地建物取引相談	随時	2ヶ月に1回	随時
人権擁護相談	随時	なし	随時
行政書士相談	随時	なし	随時

女性相談事業

相談員による相談は両市とも週4日行っているが、合併後は週5日となる。南足柄市のみで行っている女性弁護士による法律相談は、合併後も継続するので、小田原市民にとっては利便性が向上する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
相談員による相談	日数	週4日	週4日	週5日
	相談員数	1人/日	1人/日	2人/日
女性弁護士による法律相談		なし	月1日	月1日

消防団

消防団については、合併後3年を目途に1団体制とします。

合併したら消防団の組織は統合するが、活動内容に変更なし。地域に対する防災活動や災害時の消火活動・救助活動を引き続き行い、地域に密着した活動を継続していく。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
消防団の組織	1団22分団	1団9分団	3年後を目途に1団31分団とする。

ごみ処理手数料等

ごみの焼却施設への持込手数料は、小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては、ごみの重さにより負担額が増えることもあれば減ることもある。小動物の焼却は小田原市の水準を適用するので、南足柄市民にとっては負担額が増えるが、動物専用炉を使用することができる。大型ごみの収集については、南足柄市の水準を適用するので、小田原市民にとっては負担額が増加する。家電リサイクル品については持込みも収集も行うので、小田原市民にとっては利便性が向上する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
ごみの持込み（大型ごみを含む）		25 円/kg	240 円/10 kg	25 円/kg
小動物の焼却	持込み	1,700 円/匹	1,200 円/匹	1,700 円/匹
	収集	3,400 円/匹	業者に委託	3,400 円/匹
	動物専用炉	あり	なし	あり
大型ごみの収集		1,000 円/個	1,200 円/個	1,200 円/個
家電リサイクル品	持込み	行っていない	1,200 円/個	1,200 円/個
	収集	行っていない	2,400 円/個	2,400 円/個

ごみの分別・収集事業

合併時は、それぞれの市の分別区分及び収集頻度を継続する。その結果、紙・布類及びペットボトルの収集は、住んでいる地域によって頻度が変わってくる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
分別区分		9 分別 18 品目	6 分別 21 分類	合併時は、それぞれの市の分別区分及び収集頻度を継続。
収集頻度	可燃ごみ	2 回/週	2 回/週	
	剪定枝	可燃ごみとして処理	戸別収集	
	紙・布類	2 回/月	1 回/週	
	ペットボトル	2 回/月	1 回/週	
	プラスチック製容器包装	1 回/週	1 回/週	
	不燃ごみ	1 回/月	1 回/月	
	かん類	1 回/月	1 回/月	
	びん類	1 回/月	1 回/月	
	スプレー缶など	1 回/月	1 回/月	
	大型ごみ	戸別収集（有料）	戸別収集（有料）	

ごみの減量化事業

指定ごみ袋の販売は、合併後も引き続き4種類で行っていく。生ごみを処理する段ボールコンポストについては、小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にも希望者には配布される。剪定枝の資源化は両市で対応が異なるため、合併後にあり方を検討する。古紙のリサイクル事業については、小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にも紙袋の配布や高齢者世帯への戸別収集が利用でる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
指定ごみ袋(可燃ごみ)	種類	45、30、20、10 リットルの4種類	45、30、20、10 リットルの4種類	45、30、20、10 リットルの4種類
ごみ資源化事業	段ボールコンポスト	配布	販売	配布
	剪定枝の資源化	未実施	実施	合併後に検討
古紙のリサイクル事業	紙袋の配布	実施	未実施	実施
	高齢者世帯戸別収集	実施	未実施	実施

し尿収集事業

し尿収集の手数料は南足柄市の水準を適用するため、小田原市民にとっては負担額が上がる。くみ取り回数は小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては利便性が向上する。し尿浄化槽の清掃については南足柄市の水準を適用し、市が許可した業者により行う。そのため、合併後、小田原市民は費用を業者に直接支払うこととなる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
し尿の収集	一般的な家庭における手数料	120円/世帯 260円/人員数	130円/世帯 280円/人員数	130円/世帯 280円/人員数
	くみ取り回数	世帯人員数により 1～3回/月	1回/月	世帯人員数により 1～3回/月
し尿浄化槽の清掃	処理方式	市から委託された業者による	市が許可した業者による	市が許可した業者による
	費用負担	市に手数料を支払う	業者に処理費用を支払う	業者に処理費用を支払う

斎場・霊園運営事業

小田原市斎場の火葬室使用料は、市内居住者と市外居住者とで負担額が違ふ。合併後、南足柄市民にとっては市内居住者扱いとなるので、負担額が減少する。久野霊園の使用は小田原市民に限られているので、合併後は南足柄市民も使用することができる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
小田原市斎場火葬室使用料	大人	0円	27,000円	0円
	小人	0円	14,000円	0円
久野霊園墳墓使用料	4平方メートル	525,000円	使用不可	525,000円
	6平方メートル	787,000円		787,000円

※ 小田原市斎場は平成31年度に新しい斎場となり、使用料体系も変更が予定されている。

都市間交流事業

姉妹都市、友好都市等として両市で交流している都市とは、合併後も引き続き交流・連携を行う。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
海外姉妹都市	アメリカ合衆国チュラビスタ市	オランダ王国ティルブルグ市	合併後も両市の都市間交流を引き続き行っていく。
国内姉妹都市	日光市、八王子市、寄居町	なし	
国内友好都市	斑鳩町、高崎市	なし	
海外都市	中国安陽市、韓国済州	なし	

生涯学習施設運営事業

両市で運営している生涯学習施設については、合併後も引き続き運営していく。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
図書館	設置数 2 分館 4	設置数 1 分室 1	全ての図書館、分館、分室を引き続き運営する。
博物館等	郷土文化館（分館松永記念館）、尊徳記念館、文学館	郷土資料館	全ての博物館等を引き続き運営する。
生涯学習拠点施設	生涯学習センター 本館 1 学習館 1 分館 5	中部公民館 1	全ての施設を引き続き運営する。
スポーツ施設	総合文化体育館 テニスガーデン 御幸の浜プール 城山陸上競技場 城山庭球場 小峰庭球場 城内弓道場 上府中公園	体育センター 総合グラウンド 大口河川敷グラウンド 広町パークゴルフ場 大口河川敷パークゴルフ場 運動公園	全ての施設を引き続き運営する。

スポーツイベント開催事業

スポーツイベントのうち、ウォーキング大会については両市のイベントを統合して開催する。その他のイベントについては、これまでの体制のまま引き続き行っていく。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
ウォーキング大会	城下町おだわらツデー ーマーチ	金太郎ウォーク	両大会を統合して開催 する。
その他のイベント	おだわら駅伝競走大会 小田原市民総合体育大 会 スポーツフェスティバ ル おだわらキッズマラソ ン おだわらスポーツ&レ クリエーションフェス ティバル	南足柄市制記念駅伝競 走大会 南足柄市総合体育大会 南足柄市少年スポーツ 大会 南足柄市にここ走ろ う大会 南足柄市スポーツフェ スティバル 南足柄市長杯パークゴ ルフ大会	両市のイベントを引き 続き行っていく。

学校施設開放事業

登録団体に対する学校施設開放については、原則として現行の利用箇所、利用料を継続する。ただし、体育館の利用料は無料とするため、南足柄市民にとっては、利便性が向上する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後	
体育館	実施校数	36校	9校	45校
	利用料	無料	200円/時間	無料
運動場	実施校数	2校	6校	8校
	利用料	無料	無料	無料
夜間照明	実施校数	3校	2校	5校
	利用料	2,600～5,000円/ 2時間	2,500～3,000円/ 回	料金は現行どおり とする。

※ 両市ともに施設の統廃合計画を検討してるが、合併する場合はこの計画を統合して、より使いやすい施設のあり方を検討していく。

中小企業支援事業

中小企業への融資及び神奈川県信用保証協会に支払う信用保証料の補助については小田原市の水準を適用するため、南足柄市内の企業にとっては、限度額及び貸付利率が有利となり、保証料補助額も増加する。中小企業退職金共済制度加入者への掛金の補助については廃止する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
中小企業への融資	限度額	3千万円	1千万～3千万円	3千万円
	貸付利率	1.9%	1.9～2.4%	1.9%
	返済期間	7年以内	5～10年以内	7年以内
中小企業信用保証料補助金		上限15万～6万円	上限5万円	上限15万円～6万円
中小企業退職金共済制度加入補助金		なし	掛金の10%以内	廃止

就職・勤労者支援事業

就職情報提供事業及び就職面接会事業は小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては利便性が向上する。勤労者生活資金貸付事業については小田原市の水準を適用するため、南足柄市民にとっては貸付の条件が向上する。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
就職情報提供事業		ホームページによる提供 市役所窓口での提供	市役所窓口での提供	ホームページによる提供 市役所窓口での提供
就職面接会事業		実施	未実施	実施
勤労者生活資金貸付事業	限度額	200万～500万円	150万円	200万～500万円
	返済期間	7年～10年以内	5年以内	7年～10年以内

観光振興イベント補助事業

両市が行っている観光振興イベントへの補助について、実行委員会が実施するイベントにも観光協会が実施するイベントにも、引き続き現行どおりの補助を行っていく。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
実行委員会へ補助するイベント	小田原城あじさい花菖蒲まつり	足柄金太郎まつり	両市のイベントを引き続き行っていく。
観光協会へ補助するイベント	小田原桜まつり 小田原北條五代祭り 小田原ちょうちん夏まつり 小田原酒匂川花火大会 忍者の里風魔まつり 一夜城まつり 小田原城菊花展 小田原梅まつり 流鏝馬	夕日の滝びらき 足柄峠笛まつり 観光写真コンクール 花まつり（稚児行列）	両市のイベントに対する補助を引き続き行っていく。

農業振興補助事業

農業振興に対する補助事業については、概ね小田原市の水準を適用します。南足柄市民にとっては、補助金や利子補給金を受けられる制度が増えます。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
新規就農者就学支援事業補助金	制度あり	制度なし	小田原市の水準を適用する。
新規就農者支援事業補助金	制度あり	制度あり	小田原市の水準を適用する。
定年帰農者農業支援事業奨励金	制度あり	制度なし	小田原市の水準を適用する。
小田原市農業後継者対策資金融資利子補給金	制度あり	制度なし	小田原市の水準を適用する。
小田原市認定農業者対策資金融資利子補給金	制度あり	制度なし	小田原市の水準を適用する。
農業近代化資金融資利子補給金・農業振興資金融資利子補給金	制度あり	制度あり	小田原市の水準を適用する。
農作物災害助成資金緊急融資利子補給金・農業災害対策資金融資利子補給金	制度あり	制度あり	小田原市の水準を適用する。

水道料金

合併時は両市の料金体系を継続する。そして、合併後3年までに料金改定を実施し、新たな料金水準とする。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
家庭用水道料金	基本料金	1,220円／2ヶ月	1,400円／2ヶ月	合併時は両市の料金体系を継続し、合併後3年までに料金改定を行う。
	50立方メートル使用時の料金	4,420円／2ヶ月	3,850円／2ヶ月	

※ 小田原市においては、平成29年に料金改定が行われ、新たな料金水準となっている。

水道サービスセンター

小田原市のみ設立されている水道サービスセンターは存続させ、南足柄市の区域もサービス対象とする。その結果、休日や夜間を問わず、市民の皆様からの各種問合せに対し、より迅速かつ適切にサービスを提供することができる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
休日及び夜間における対応	水道サービスセンターで連絡を受け、必要に応じて現場対応を行う。	職員が連絡を受け、必要に応じて修理業者に現場対応をしてもらう。	水道サービスセンターで連絡を受け、必要に応じて現場対応を行う。

水質管理事業

水質検査項目数や水質管理対策済み施設数について、両市で違いがある。合併後に統一した検査項目数や水質管理設備整備計画を定め、より安全な水道水の提供に努める。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
水質管理目標設定項目検査	26項目で実施	11項目で実施	合併後、検査項目・検査頻度を速やかに定める。
クリプトスポリジウム等対策済み施設	3施設	未対策	合併後、計画的に施設整備を実施する。

下水道使用料

合併時は両市の使用料体系を継続する。そして、合併後3年までに使用料を見直し、新たな使用料水準とする。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
下水道使用料(水道水使用)	基本料金	1,811円/2ヶ月	1,348円/2ヶ月	合併時は両市の使用料体系を継続し、合併後3年までに使用料を見直す。
	50立方メートル使用時の料金	6,475円/2ヶ月	4,326円/2ヶ月	

水洗化工事助成事業

小田原市のみで行っている水洗化工事費の補助は合併後も引き続き行うので、南足柄市民は新たに補助を受けられる。水洗化改造資金の貸付は南足柄市の水準を適用するので、合併後、小田原市民は、市からではなく金融機関から借りることとなる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
水洗化工事費補助金	水洗化工事	1万～5万円	なし	2万円
	合併処理浄化槽の廃止を含む水洗化工事	7万円	なし	7万円
	共同住宅の水洗化工事	1万円	なし	1万円
水洗化改造資金貸付	貸付金額	40万円以内/便器数	40万円以内/便器数	40万円以内/便器数
	貸付方法	直接貸付	融資斡旋・利子補給	融資斡旋・利子補給

※ 水道料金は、水道事業を行うために必要な経費に基づき定められる。この必要経費には、「原水から飲料水にするために要する経費」や「浄水場から各家庭の蛇口へ供給するために要する経費」が含まれる。

両市では、原水からの「浄水処理方法」や浄水処理に伴う「水質検査の実施内容」、水を供給するための「水道施設の耐震化の取り組み」に大きな違いがあるため、両市の料金に差がある。

	小田原市	南足柄市
水源(原水)	河川表流水 86% 地下水 14%	河川表流水 45% 地下水 55%
水質検査	県営水道の検査水準に準じ、箇所数・項目数・頻度を法定検査基準より多く実施	法定検査基準頻度により実施
基幹管路の耐震化率	52%が耐震化済み	4%が耐震化済み

戸籍・住民票関係証明手数料

証明手数料の両市の水準は概ね同じであるため、合併後も同じ額を維持する。なお、印鑑登録証の再交付については南足柄市の水準を適用するので、小田原市民については再交付にかかる手数料を新たに負担していただくこととなる。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
住民票の写し	300 円	300 円	300 円
住民基本台帳の閲覧	300 円	300 円	300 円
個人番号カード再交付	800 円	800 円	800 円
戸籍の附票の写し	300 円	300 円	300 円
戸籍謄本又は抄本	450 円	450 円	450 円
除籍謄本又は抄本	750 円	750 円	750 円
届出受理証明	350 円	350 円	350 円
届出記載事項証明	350 円	350 円	350 円
印鑑登録証明書	300 円	300 円	300 円
印鑑登録証再交付	無料	300 円	300 円

自治会活動助成等事業

合併時においては両市の体制を維持するが、合併後に小田原市の方式を基本として調整する。

区分	小田原市	南足柄市	合併後
行政文書の配布、回覧・ポスターの掲示等	委託料が支給される	委託事業ではない	合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。
市広報紙の配布	委託料が支給される	委託事業ではない	
自治会組織活動交付金	支給されない	支給される	

地方税

個人市民税、法人市民税及び軽自動車税については、現行のとおりとするが、減免基準については、小田原市の水準を適用する。固定資産税及び都市計画税については、現行のとおりとするが、納期については、小田原市の水準を適用する。市たばこ税については、現行のとおりとする。これらの税については、両市ともに同じ税率であるため、合併後も両市民の負担額は変わらない。

入湯税については、小田原市の水準を適用する。その結果、南足柄市内の鉱泉浴場に宿泊を伴わないで入湯する方には、新たに入湯税が課されることとなる。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
個人市民税	均等割	3,500円	3,500円	3,500円
	所得割	6%	6%	6%
法人市民税	均等割	標準税率を適用	標準税率を適用	標準税率を適用
	法人税割	9.7～12.1%	9.7～12.1%	9.7～12.1%
軽自動車税	税率	標準税率を適用	標準税率を適用	標準税率を適用
固定資産税	税率	1.4%	1.4%	1.4%
都市計画税	税率	0.2%	0.2%	0.2%
市たばこ税	税率（旧三級品）	2,925円／千本	2,925円／千本	2,925円／千本
	税率（旧三級品以外）	5,262円／千本	5,262円／千本	5,262円／千本
入湯税	税率（宿泊を伴う）	150円	150円	150円
	税率（宿泊を伴わない）	100円（入湯料金1,200円以下の場合には課税免除）	課税免除	100円（入湯料金1,200円以下の場合には課税免除）

町名・字名

合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとし、合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する。ただし、小田原市と南足柄市において類似する字の名称については、地域住民の意向を踏まえ、合併時に変更を行うよう調整する。

都市内分権

小田原市は地区自治会数が253と多いため、複数の自治会を束ねて、26の地区自治会連合会を形成している。南足柄市は、34の地区自治会が個々に活動している。合併後は自治会組織の一体化ができるように各自治会に働きかけていくが、南足柄市の区域にできる地域審議会などを使って慎重に検討を進めていく。

ウ 県西地域の中心市のあり方に関する調査の実施について

(ア) 中核市移行について

■調査の実施について

前回（7月4日）開催の調査特別委員会において、全国の中核市等に対し調査をすることが決定された。

調査内容等については

- 1 調査対象とする中核市について・・・人口 30 万人程度までの中核市とする。
なお中核市移行を断念した市も対象とする。
- 2 調査内容について・・・調査票（前回資料）項目に、中核市移行時の費（ランニング・イニシャルコスト）、専門職員数、人件費の動向、事務量の変化、許認可事務の変化等を追加する。

■調査期間

平成 29 年 8 月中旬照会、9 月末までの期限とした回答の約 1 カ月余の間

■調査依頼先

本市議会議長から、次ページの中核市 21 市及び施行時特例市 2 市の議長へ依頼する。

※鳥取市についても調査対象とする。

- ・特例市指定（H17. 10. 01）の鳥取市は、総務省に指定申請（H29. 07. 25）をした。
- ・なお、H29. 6. 末の住民基本台帳上の人口は 190, 169 人で、本市と同規模である。

■調査内容

【共通項目】・・・調査対象とした全市

- ①現状とすべきとした行政の判断は何か
- ②人口（年齢階層別）推移（指定年から平成 42 年度：5 年ごと、実績値及び推計値）
- ③財政状況及び財政推計・計画（指定年から平成 42 年度：5 年ごと）

【中核市調査項目】・・・抽出した 21 の中核市

- ④中核市移行に伴う分野別業務の状況
 - ・移行時の初期経費及び維持運営経費
 - ・事務量の変化
 - ・一般職員数及びその人件費の変化
 - ・専門職員数及びその人件費の変化

【中核市移行を断念・見送るとした市への項目】

- ⑤中核市移行を断念・見送るとしたその根拠

【中核市移行を申請した施行時特例市への項目】

- ⑥中核市移行を申請したその根拠

調査項目、内容は同様のもの

【共通項目】・・・調査対象とした全市

- ⑦参考助言等

- ・今後、中核市移行を予定する市に対する、参考意見、留意事項等の助言をいただく。

■人口30万人程度の中核市及び中核市移行を断念・見送るとした施行時特例市等の抽出

1 平成29年1月1日現在、全国48ある中核市のうち、移行時における人口30万人程度（35万人未満）の中核市は、次の21市である。（人口：35万人以上となった市）

	移行年月日	都道府県名	都市名	人口（単位：人） 指定時における 国勢調査に基づく	人口（単位：人） H29.03.31現在 住民基本台帳人口	備考
1	H08.04.01	富山県	富山市	321,254	417,633	H17.4 合併
2	H09.04.01	秋田県	秋田市	312,035	313,444	
3	H09.04.01	福島県	郡山市	326,831	326,851	
4	H10.04.01	愛知県	豊田市	341,079	423,916	
5	H10.04.01	高知県	高知市	321,999	332,059	
6	H10.04.01	宮崎県	宮崎市	300,068	403,225	
7	H11.04.01	香川県	高松市	331,004	427,099	
8	H15.04.01	埼玉県	川越市	330,766	351,654	
9	H15.04.01	愛知県	岡崎市	336,583	384,950	
10	H17.10.01	北海道	函館市	305,311	263,706	
11	H17.10.01	山口県	下関市	301,097	268,257	
12	H18.10.01	青森県	青森市	311,508	287,800	
13	H20.04.01	岩手県	盛岡市	300,746	292,014	
14	H20.04.01	福岡県	久留米市	306,434	306,211	
15	H21.04.01	群馬県	前橋市	318,584	338,127	
16	H21.04.01	滋賀県	大津市	323,719	342,154	
17	H25.04.01	沖縄県	那覇市	315,954	323,309	
18	H27.04.01	埼玉県	越谷市	326,313	339,677	
19	H28.04.01	広島県	呉市	239,973	229,868	
20	H28.04.01	長崎県	佐世保市	261,101	251,134	
21	H29.01.01	青森県	八戸市	231,379	233,070	
	H17.10.01	鳥取県	鳥取市	200,744	190,169	

2 中核市移行を断念・見送ることとした施行時特例市

	特例市移行 年月日	都道府県名	都市名	人口（単位：人） 指定時における 国勢調査に基づく	人口（単位：人） H29.03.31現在 住民基本台帳人口	備考
1	H14.04.01	大阪府	岸和田市	200,104	197,629	
2	H19.04.01	新潟県	上越市	208,082	195,880	

3 参考：小田原市及び南足柄市の状況

	特例市移行 年月日	都道府県名	都市名	人口（単位：人） 指定時における 国勢調査に基づく	人口（単位：人） H29.03.31現在 住民基本台帳人口	備考
1	H12.11.01	神奈川県	小田原市	200,103	192,856	
2			南足柄市		43,151	

■調査票（案）

議第 号

平成29年 月 日

〇〇市議会議長

〇 〇 〇 〇 様

小田原市議会議長

加藤 仁 司

中核市移行等に係る調査について（依頼）

〇〇の候ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

現在、当市におきましては、人口減少や少子高齢化が進む中、安定的な行政サービスを提供するため、隣接する南足柄市との合併の検討に関する事、当市が中核市に移行する場合の影響、また南足柄市をはじめ周辺自治体との広域的な連携体制の構築に関する事など、神奈川県西地域の中心市としてそのあり方に関し南足柄市と任意協議会を設置し協議を行っております。また当市は、平成12年11月1日特例市に指定され、現在、施行時特例市となっている状況でもあります。

このような状況下、当市議会としてもこれら諸問題を調査するため「県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、任意協議会の協議状況の確認や関連する諸問題の調査等を行っております。

そこで、当市議会としましては、

＜中核市に対して＞

中核市に移行されてからの貴市の状況を調査させていただきたく、御依頼申し上げます。

＜中核市移行を申請した市に対して＞

中核市移行をすとした貴市の状況を調査させていただきたく、御依頼申し上げます。

＜中核市移行を断念・見送るとした施行時特例市に対して＞

特例市として指定され以後、中核市への移行を見送る方向とした貴市の状況を調査させていただきたく御依頼申し上げます。

つきましては、御多忙中誠に恐縮でございますが、本調査に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査に係る回答につきましては、同封の調査票により平成29年〇月〇〇日までにメールにてお願いいたします。

担当

小田原市議会事務局

議会総務課 議事調査係 山崎

電 話：0465-33-1761

FAX：0465-33-1760

E-mail：shigikai@city.odawara.lg.jp

■貴自治体名： _____ 市

①現状とすべきとした行政の判断は何か

--

②人口（年齢階層別）推移（指定年から平成42年度まで：5年ごと、実績値及び推計値）

（単位：人）

	指定年 (H)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)
人口総計								
年少人口								
生産人口								
老年人口								

国勢調査に基づくもの、国立社会保障・人口問題研究所推計値

③財政状況及び財政推計・計画（指定年から平成42年度）

（単位：千円）

	指定年 (H)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)
歳入合計								
市税								
国県支出金								
市債								
その他								
歳出合計								
人件費								
扶助費								
繰出金								
投資的経費								
その他								
歳入歳出差額								
基準財政需要額								
基準財政収入額								
財源移譲額								
基準財政規模								
財政力指数								

決算カード、財政推計

④中核市移行に伴う分野別業務の状況

○分野別に議記入ください

調査項目	分野	民生行政		備考
		移行前決算値	移行後決算値	
主な権限移譲事務に係る行政内部状況について	初期投資経費額			
	人件費			
	設備費			
	その他			
	維持運営管理経費額			
	人件費			
	設備費			
	その他			
	事務量の変化			
	事務処理期間			
	一般職員			
	職員数の推移			
	人件費（年額）			
	人件費の推移			
	専門職員			
	職員数の推移			
	人件費（年額）			
	人件費の推移			
	確保策			
	財源措置			
交付税				
国県支出金				
一般財源				
その他財源				
移行における今後の展開 （課題と対策など）				
市民等の反応	中核市移行後の意識の変化			
	事務手続き等に対する反応			

○前記の行政分野のうち、主な事務事業に係る状況について（内訳の1つとして）

調査項目	分野	民生行政		備考
		移行前決算値	移行後決算値	
主な権限移譲事務に係る行政内部状況について	主な事務事業名			
	初期投資経費額			
	人件費			
	設備費			
	その他			
	維持運営管理経費額			
	人件費			
	設備費			
	その他			
	事務量の変化			
	事務処理期間			
	一般職員			
	職員数の推移			
	人件費（年額）			
	人件費の推移			
	専門職員			
	職員数の推移			
	人件費（年額）			
	人件費の推移			
	確保策			
	財源措置			
	交付税			
	国県支出金			
一般財源				
その他財源				
移行における今後の展開 （課題と対策など）				
市民等の反応	中核市移行後の意識の変化			
	事務手続き等に対する反応			

・調査分野としては、次の7分野とする。

- | | | | |
|----------|----------|----------------|-------|
| ○民生行政 | ○保健衛生行政 | ○都市計画・建設行政 | ○環境行政 |
| ○文化・教育行政 | ○産業・経済行政 | ○その他（各行政委員会事務） | |

⑤中核市移行を断念・見送るとしたその根拠

施行時特例市であります貴市におかれましては、報道や定例会の会議録等から中核市移行を断念・見送ると確認されました。平成32年3月31日を期限とする施行時特例市はその後、一般市となるものの特例市における事務は引き継がれる中、中核市移行を断念・見送るとしたその根拠や検証内容等を御教示いただきたいと存じます。

そこで、次の項目については、中核市移行による効果等一般的に提示されているものではありますが、これら項目に対する検証内容やその他貴市における状況等を勘案した検証内容等、根拠としたデータ（財政収支データや人口推移、人材確保における相手方の交渉概要等）を含め提示できる範囲でいただきたいと存じます。

⑥中核市移行を申請したその根拠

施行時特例市であります貴市におかれましては、報道等から中核市指定の申請が総務省へされた旨、確認されました。

当市と同規模の人口であります貴市において中核市移行をするとしたその根拠や検証内容等を御教示いただきたいと存じます。

そこで、次の項目については、中核市移行による効果等一般的に提示されているものではありますが、これら項目に対する検証内容やその他貴市における状況等を勘案した検証内容等、根拠としたデータ（財政収支データや人口推移、人材確保における相手方の交渉概要等）を含め提示できる範囲でいただきたいと存じます。

上記⑤、⑥に係る調査項目は次ページ参照

○調査項目概要

1 中核市移行の効果
<p>(1) 包括的なサービス提供等 最も市民に身近な基礎自治体である市が市民ニーズの把握、政策立案、許認可及びサービス提供を包括的に実施することによる即応性の向上や窓口の一本化による市民の利便性の向上が図られる。</p>
<p>(2) 事務の効率化 県と市が個別に実施している関連事務の一元化や経由事務の減少等により処理期間の短縮等、事務処理効率が向上する。</p>
<p>(3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進 多くの許認可権を効果的に活用し、特色あるサービス提供やまちづくりの推進が可能となる。</p>
<p>(4) 地域保健衛生行政の充実・強化 市保健所設置により、広範で技術的かつ高度な事務を新たに実施することになるほか、保健所事務と保健センター事務との一元化や市立病院との連携促進が図られるなど、市民生活に密接に関わる保健衛生行政が充実・強化される。</p>
<p>(5) 職員の能力向上 広範かつ専門性の高い権限を行使する機会や自己決定機会が増加するほか、多くの専門職員を擁することとなるなど、職員の能力向上が図られる。</p>
<p>(6) 行財政の透明性の向上 包括外部監査の実施による監査機能の強化により、行財政運営の透明性が向上する。</p>
<p>(7) 国等への発信力の強化 中核市市長会への参画等に伴う国への提言機会の増加等、市としての発信力が強化される。</p>
2 移行に係る課題と対応
<p>(1) 人材の確保・育成 県からの移譲事務及び中核市となることによる新規事務への対応とするために、専門職（医師、歯科医師、保健師、獣医師、薬剤師など）を中心とした人材の確保と育成が必要となる。</p>
<p>(2) 施設・設備の整備 保健所等施設整備のほか、検査機器等の備品及び電算システムの整備を要する。</p>
<p>(3) 移行後の事務処理に要する経費等 職員の増員及び事業費の増等、移譲事務の処理等に要する新たな財政負担が生じる。</p>
3 その他 貴市において検証した内容
<p>(1) 人口の見通し (2) 組織体制 (3) 将来財政状況 等</p>

○調査回答

1 中核市移行の効果に係る検証について		検証の有無	根拠・データ等	
(1) 包括的なサービス提供等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(2) 事務の効率化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(4) 地域保健衛生行政の充実・強化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(5) 職員の能力向上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(6) 行財政の透明性の向上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(7) 国等への発信力の強化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
2 移行に係る課題と対応に係る検証		検証の有無	根拠・データ等	
(1) 人材の確保・育成	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(2) 施設・設備の整備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(3) 移行後の事務処理に要する経費等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
3 その他 貴市において検証した内容		検証の有無	根拠・データ等	
(1) 人口の見通し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料提示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(2) 組織体制			<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(3) 将来財政状況				

⑦参考助言等

今後、中核市移行を予定する市に対し、参考となる御意見、留意事項等ございましたら御紹介ください。

